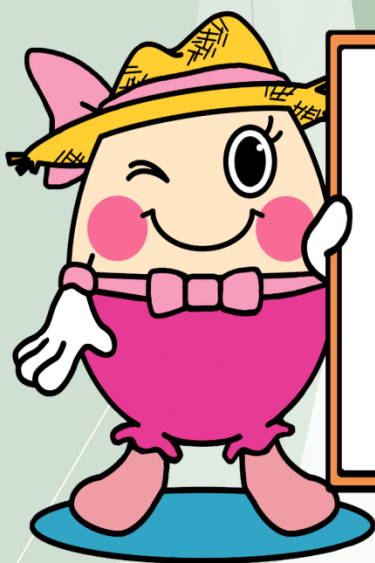


令和3年度 定住住宅新築支援金 パンフレット

受付：令和3年4月1日（木）～
令和4年1月31日（月）

☆予算に達し次第、受付を終了する場合があります。



受付・お問い合わせ
遊佐町役場
地域生活課 管理係
0234-72-5883(直通)



～定住住宅新築支援金の概要～

支援金の対象者

交付申請書提出段階において、新築工事に着手していないこと。

- ◇本町に自ら定住（5年以上生活の本拠を置き、かつ、住民基本台帳に登録されること）する意思がある方。
- ◇新築工事の契約者である方。
- ◇申請時において本町に住所を有する者又は実績報告書の提出時まで本町に転入し、居住する予定であること。

◇既存の母屋を解体せずに、同一敷地内もしくは隣地に別の建物を新築し、別世帯が入居する場合、既存の母屋に下水道等又は合併浄化槽が接続されている、またはこれから接続すること。

- ※既存の母屋に下水道等又は合併浄化槽が接続されていない場合の、接続を求める期間（期間は、新しい住宅の新築工事完了日から起算）
- 農業集落排水区域および合併浄化槽区域、下水道供用開始から3年経過した区域…1年以内に接続
- 下水道供用開始から2年を経過した区域…1年以内に接続
- 下水道供用開始から1年を経過した区域…2年以内に接続

- ◇申請者及び同一世帯の人全員に税・水道料等の滞納がないこと。
- ◇工事する住宅等が建築基準法等の法令に違反していないこと。
- ◇暴力団員でないこと。

支援金の対象となる建築物

- ◇町内に自ら居住するため、新たに建築する住宅で、「玄関、台所、便所、浴室及び居室」を有する一戸建て住宅（店舗との併用住宅を含む）を対象とします。
- ◇既存の母屋を解体せずに、同一敷地内に新築し、別世帯が入居する場合も対象となります。
- ◇新築可。建替え可。

- ※既存の母屋と接続する場合は対象となりません。
- ※別荘やセカンドハウス、その他定住しない（住民基本台帳に登録されない）場合は対象となりません。

支援金の補助率と対象となる工事内容

- ◇住宅建築費（10万円単位）の12%

- ※住宅設備（風呂・キッチン・トイレ・エアコン等）も計上可能。
- ※外構工事（造成・擁壁・塀など）は対象となりません。

支援金の上限額

120万円 【例：工事費1,000万円×12%=120万円】

- ※申請時点において、若者（満40歳未満の方）・移住者（町外に5年以上居住し、R2.4.1以降に転入した、転入してくる方）は上限額を140万円とします。

申請者の名義について

- ◇契約を締結した方が複数の場合、その中から代表者1名を選択してください。

支援金の計算方法

- ◇ ≪一般の場合≫ 例：新築工事金額が「15,000,000円」
 $15,000,000円 \times 12\% = 1,800,000円 \Rightarrow 1,200,000円$ （補助金額）
- ◇ ≪若者または移住者の場合≫ 例：新築工事金額が「20,000,000円」
 $20,000,000円 \times 12\% = 2,400,000円 \Rightarrow 1,400,000円$ （補助金額）
- ◇ ≪上限に満たない工事費の場合≫ 例：新築工事金額が「9,850,000円」
 $9,850,000円 \times 12\% = 1,182,000円 \Rightarrow 1,180,000円$ （補助金額）

支援金交付までの流れ

支援金交付までの流れ	必要な書類等	
	役場で準備している書類	各自準備して頂く書類
工業者に見積もり依頼	工事内容が補助の対象になるかは、あらかじめ役場に確認してください。	
①支援金交付申請 (申請者⇒役場) ※工事着手前に申請	<input type="checkbox"/> 交付申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/> 工事見積書の写し <input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 工事図面の写し (平面図・立面図・配置図) <input type="checkbox"/> 工事箇所の着工前写真 <input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し (不要な場合は工事届の写し) ----該当する方のみ必要---- <input type="checkbox"/> 令和2年1月1日時点において 町外者である場合は、 世帯全員の納税証明書の写し
②支援金交付決定の通知 (役場⇒申請者)	①の申請内容を審査し、適当と認められたら、交付決定通知書を送付します。(申請日からおおむね1週間～2週間程度)	
○工事着工	②の交付決定通知を受理した後、工事に着手して下さい。	
③申請内容の変更・中止 (申請者⇒役場)	申請内容に変更がある・工期を延長する・工事を中止する場合は、変更申請が必要です。 <input type="checkbox"/> 支援金交付変更(取下げ)承認申請書(様式第3号) <input type="checkbox"/> 変更内容が分かる見積書(工期延長のみならず不要)	
○工事の完成	工事が完成したら工事代金を工業者に支払っていただき、速やかに④の工事実績報告書を提出して下さい。	
④工事実績報告書の提出 (申請者⇒役場)	<input type="checkbox"/> 実績報告書(様式第5号)	<input type="checkbox"/> 工事代金の領収書の写し <input type="checkbox"/> 工事箇所の完成写真 <input type="checkbox"/> 新築後の住民謄本の写し (建替えなどで住所が変わらない場合も、 新築した住宅への居住を確認するため提出して下さい) ----該当する方のみ必要---- <input type="checkbox"/> 移住者の場合は、町内転入後の住民票
⑤完成検査 (役場⇒申請者)	申請内容が適切に実施されているか完成検査を実施します。	
⑥支援金交付額の確定 (役場⇒申請者)	⑤の検査に合格後、支援金の交付額確定通知書を送付します。 また、⑦にて必要な交付請求書(様式第7号)も同封しています。	
⑦支援金の請求 (申請者⇒役場)	⑥の交付額確定通知書を受理した後、同封されている交付請求書と振り込み先の通帳の写しを提出してください。 ☆補助金の振り込みは、請求書提出日からおおむね1カ月後になります。 また、請求日の確定後、「補助金等交付指令書」を申請者に送付します。 <input type="checkbox"/> 支援金交付請求書(様式7号) <input type="checkbox"/> 口座番号・支店・通帳種別がわかる通帳の写し ※支援金は、申請者ご本人への振り込みとなります。他の方の口座へ振り込みはできませんのでご注意ください。	

注意事項

★同一年度につき1回限り申請可能です。(同一住宅、同一世帯)

★「持家住宅リフォーム支援金制度」「住宅リフォーム資金利子補給制度」との併用はできません。
 また、同一年度に、同一住宅または同一世帯による「持家住宅リフォーム支援金」、「住宅リフォーム資金利子補給制度」を利用することはできません。

よくある質問

- 受付期間について教えてください。
A.受付期間は、令和3年4月1日（木）から、令和4年1月31日（月）までです。
受付期間中でも、予算に達し次第、受付を終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 「遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金」とは併用できますか？
併用可能です。くわしい制度の内容は、地域生活課環境係にお問い合わせください。
- 「山形県住宅利子補給制度」との併用は可能ですか？
A.可能です。ただし、併用するためには条件がありますので、事前に町もしくは県にご相談ください。
- 「すまい給付金」との併用は可能ですか？
A併用は可能です。詳しくは、国土交通省のすまい給付金担当部局にお問い合わせください。
- その他併用できない制度はありますか？
A.市町村の補助金との併用が認められていない制度など。
- 工事着手とは、どの工事工程からですか？
A.本制度では、住宅の基礎工事からを工事着手としております。交付申請書提出段階において、解体工事、造成工事、地盤改良工事については着手していかまいませんが、交付決定まで1～2週間程度の時間を要しますので、なるべく早めの申請をお願いします。
- 利用する業者の条件はありますか？
A.特に条件はありません。
- 昨年度利用して、今年度も利用できますか？
A.支援制度は、同居人を含む世帯で年1度だけ利用することができます。
なお、同一年度内に、「持家住宅リフォーム支援金」「定住住宅取得支援金」「定住賃貸住宅新築支援金」「住宅リフォーム利子補給制度」は利用できませんのであらかじめご了承ください。
- 申請者は誰になりますか？
A.新築工事の契約者及び工事代金の支払いを行う方で、完成後にその住宅に居住する方となります。
- 補助金対象にならない工事を教えてください。
A.敷地の造成、庭の造園、土間コンクリート、塀、擁壁などの外構工事、自分で購入した材料による工事、法人の建物を改修する工事、家具・家電製品の設置など。
- 補助金はいつもらえますか？
A.町の完了検査が終わり、交付額が確定して、請求書を提出してから1ヶ月後ごろになります。
- 実績報告の期限日はありますか？
A.令和4年3月31日までとなりますので、この日までに工事を完了し、工事代金の支払いを終えられるようにしてください。やむを得ない理由で、この期限を超えそうな時は、事前に役場までご相談ください。